

学校法人翔英学園一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

翔英学園は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日～令和9年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：職業生活と家庭生活の両立を支援するため、現行の育児休業等の制度利用について検証を行う。

<対策>

- 令和5年4月1日から制度の利用促進を図るため、管理職及び職員に対して周知を行う。
- 令和5年4月1日から制度の利用状況等を定期的に確認するほか、より働きやすい環境整備のため、労働組合との協議を継続的に行う。

目標2：年次有給休暇の取得促進を図る。

<対策>

- 令和5年4月1日から年5日の年次有給休暇の取得が義務つけられたこと等を踏まえ、学校ごとの年次有給休暇取得状況を適宜確認・分析を行い、管理職に対して取得促進を促すなど、休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための環境整備を行う。